

平成29年第3回定例会9月8日

○議長 宮城清政君 ただいまから、平成29年第3回南風原町議会定例会を開会いたします。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、
会議規則第127条の規定によって3番 大城 勝議員、4番 大宜見洋文議員を指名します。

日程第2．議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第2．議長諸般の報告を行います。週明けの9月11日は、全議員による
現場調査を予定しておりますので、決議第5号 議員派遣の件についてを後刻議題とします。
以上をもって諸般の報告とします。

日程第3．認定第1号 平成28年度南風原町歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第3．認定第1号 平成28年度南風原町歳入歳出決算認定についてを
議題とします。昨日は、各部長から所管に係る説明が終わっております。本日は、認定第1号に
ついて質疑に入りますが、質疑に置きますのは歳入の部と歳出及び財産に関する調書等の部に区
分して行います。したがって、関連のある質疑については、どちらか一方で質疑をお願いします。
認定1号については、委員会付託を予定していますので質疑は基本的な部分をお願いし、詳細に
ついては委員会をお願いしたいと思っております。

まず、歳入の部の質疑に入ります。それでは、質疑のある方は質疑を許します。休憩します。

休憩（午前10時01分）

再開（午前10時01分）

○議長 宮城清政君 再開します。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって歳入の部の質疑を終わります。

○議長 宮城清政君 次に、歳出及び財産に関する調書等の部の質疑に入ります。質疑はありま
せんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ではいくつか、基本的なことではないかも知れませんが、委員会が
違いますので質問します。調書の286ページ。学校管理費。不用額の説明の中で、3月補正で減

平成29年第3回定例会9月8日

額したものの算定誤りによりというこの算定誤りの内容をご説明いただきたいと思います。

それから、調書197ページ。委託料の一番上ですけれども、これは町道台帳整備委託料で、この中でも210号線とあります。210号線の台帳整備ということなのでしょうか。先日、一般質問の機会に台帳整備に係わることで、町道の舗装率というのか確認したところ、誤りがあったということがあったものですから、それとの関連で聞いています。これは、町道台帳全般ではなくて210号線に係わることですか、という質問です。以上です。よろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、286ページの歳出100万円以上の不用額についてのご質問にお答えいたします。小学校費の使用料及び賃借料の不用額が生じた計算誤りにつきましては、当初12カ月の使用料を計上していました小学校の校務用パソコン契約が、どの機種を選定するかということで時間を要して、それに応じて使用する契約期間が短くなったことにより不用額が生じたものでありますが、落とす額を単純な計算ミスで不用額が生じてしまったということになっております。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 町道台帳整備、町道210号線の道路台帳整備作成委託料につきましては、町道210号線が完了したことによる台帳の修正業務となっております。これは補助金で対応ということになっておりますので、210号線のみ修正となっております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 まず、財政がすごく気になるのでそれを質問しますね。決算書の69ページと70ページ、公債費であります。28年度決算で9億8,419万1,000円、これは元金と利息を払うものでしょう。実際に町が借金している額はいくらなのか。その額が分かったら教えてください。

それともう1つは、この公債費というのが義務費ですね。人件費と同じような義務費となります。心配なのが平成30年以降の予算の編成です。平成30年の予算編成が間もなく始まると思うが、それまでに編成計画を立てないといくら財源が使えるか、歳入のきちんとした見積もりがないと平成30年の予算も組み立てられない、計上できないと思う。その編成計画はいつまでに作られるのか。それによって先に言ったように30年の予算作業が始まります。自分たちの財源がいくらあるのかがはっきりしないと、各課からの予算要求が出てきても応え切れないと思う。編成作業をいつまでにやって、いつまでに各課に連絡をして予算の作業が進められるのか、それを教えてください。

平成29年第3回定例会 9月8日

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 町債の残高の件でございますが、『ハイさいよ～さん』の163ページにございまして、全会計で173億2,670万円となっております。一般会計が123億48万円、下水道が28億7,479万円、土地区画整理事業特別会計で20億8,625万円、農業集落排水事業特別会計で6,518万円となっております。それから、国保会計の累積赤字を対応するための財政計画、今年度には策定することになっております。平成30年から35年までの6年間で赤字を解消するよという事でございますので、それに向けた計画を策定するということになります。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ありがとうございます。一般会計、特別会計、国保も含めてですが、町の借金が200億近くある。それだけの借金をきちんと返済計画を立てないと事業ができないと思う。町が持つべき裏負担が、きちんと財源確保しないと、国補助だろうが県補助だろうがそれは計画としてできないと思う。そういった面で先に言ったように、その返済計画をきちんと出して、30年度はいくら財源が使える、そういったことを各課に示さないと各課の予算要求も予算編成もできないと思う。その作業は、やりますと言うだけではなくて、いつまでにその編成作業を示せるかが大事だと思いますから、その見通し。返済計画の見通し、5年計画だったらその見通しというのをきちんとやって欲しいが、その見通しを今持っていますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 町債全体の返済計画ではなくて、あくまでこれは国保の赤字に対応するというを中心とした、それぞれ民生費、教育費、経常経費がかなり嵩んできておりますので全体を見越した計画を今年中ということで考えていただければと思います。新年度の予算編成までにはこの財政計画を策定するという事で、現在作業に取り掛かっております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 やはり、きちんと返済計画を持つべきと思います。まさか北海道の夕張みたいに財政破綻ということはないですよ。そうならないためにも、きちんと財政計画、返済計画を作って行政運営をやって欲しい。そして財政計画もきちんとやって欲しい。そういうことを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。4番 大宜見洋文議員。

平成29年第3回定例会 9月8日

○4番 大宜見洋文君 2点教えてください。決算調書242ページの7款1項2目、観光費ですが、これは観光協会に委託している分が多いと思うのですけれども、金額が結構あるので、もしかしたら観光協会の正規職員の負担が大きいのかなという気がしましたがどうでしょうかということです。

286ページ。中学校の学校管理費で、光熱水費が見込額より少なかったとあります。これは金額的にいくらなのか教えてください。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 ご質問の542ページの不用で、「シマじまガイド」の172万3,117円は、正規職員の負担というよりも途中で向こうの職員が退職して次の職員を探していたのがなかなか見つからず、5カ月から6カ月あまり人員が探せず、その人件費が不用となったものです。それに伴って小さいイベント費などの残を積み上げた額もあるのですけれども、特に大きな、正規の職員への負担ということでの残とはなっていません。

それからもう1つのデザイン・括りについてもそうなのですが、講師を県内外の講師から組合内の講師に変更しましたところ、講師料など諸々の費用が圧縮できましたが、そのへんの整理が遅れたための残となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それでは、286ページの需用費の不用額についてご説明します。まず、この需用額の不用の主な理由としまして、南風原中学校における光熱水費がかなり減ったということになります。理由としては、平成28年度の光熱水費につきまして平成26年度の実績を基に編成します。平成26年度に南風原中学校においては体育館の16基の照明を全部LED化しております。また、運動場、体育館の利用件数が減になったことから、光熱水費が予算基準となる26年度と比較して約190万円減額になったことによるものです。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 242ページの件はオーケーです。先ほどの少なかったという件ですが、第四次総計にもありまして、第五次にも引き継がれているフィフティ・フィフティプログラムの件ですね。ここの少なかった部分の金額、もし次年度にその半分に減った学校に予算化できるようなことはできないのか。これは総務課だと思うのですが、お願いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

平成29年第3回定例会 9月8日

○教育部長 宮平 暢君 今回の大幅な減については、LED化と体育施設開放利用者件数の減によるもので学校の努力の指数が把握できないことから、今回の件についてはフィフティ・フィフティ導入は難しいと考えております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 調書資料の284ページ、学校教育課のほうです。所管の委員に属していただきますけれども、全体的なことでお聞きしたいことがございます。南星中学校体育館の補修工事費用請求調停案事件600万円ということで、状況調べが出ています。それでこの調停についての再発防止マニュアルというものを皆さん方は出されています。それで、その賠償の600万円ということで解決していただきますけれども、皆さん方のこの調書の中の「はじめに」というところで、19行目から「これまで町教育委員会へ寄せられた町民の信頼を裏切る行為となり、本町組織における監理監督責任や危機管理の在り方が問われる由々しき事態となりました」と書かれています。監理監督責任が問われるということでもありますけれども、それを皆さん方はどのように解決されたのか。今後のこととして、この説明の中ではよく言う「ほうれんそう」ですか、報告・連絡・相談・確認・調整が十分に行われなかったと随所に書かれておりますけれども、それができなかったその監理監督責任が問われるわけです。皆さん方はどのような監理監督責任を取ったのかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 同件につきましては、教育委員会、私自身も非常に重く受け止めております。そこで、同件につきまして1月に町分限懲戒審査委員会へ委託しました。その結果、地方公務員法第29条第1項、第2項に職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合に該当するのではないかとということで委託しましたが、同委員会の調査・審査から懲戒処分に該当しないという結果が出ております。しかし、非常に重く受け止めておりますので、今後、この「ほうれんそう」ができなかったことは私も含めて、その雰囲気作りができなかったということで反省しております。ですから、7月に総務課と連携して全職員対象に研修会を行いました。今後もこの事件を風化させず、職員研修を通じて上司と部下と「ほうれんそう」で連携のある行政運営に努めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 要するに、29条に違反はしていないと、しかしながら、教育部長としてはそのへん責任あると深く反省していますとなっているのですけれども、例えば上司からの何らかの文書なり口頭なり訓告と言うのですか、戒告と言うのですかそういうことがあるのかないの

平成29年第3回定例会 9月8日

か。教育部長のみが反省していますということで、総務を中心に全体で役場職員の研修会を行ったということはそれはそれで今後の再発防止に必要であると思います。けれども、問題は起こった事件に対する責任はどうかということなので、教育部長が反省していますというだけで済まされているという今の報告ではあるのですが、果たしてそれだけで済むものなのかと思います。皆さん方も由々しき問題が起きたとまで書いてある、確かにそうだと思うのです。町の教育委員会に寄せられた信頼が揺らいでくるという、裏切り行為となったのは事実でありますし、それに対する責任はどうするのか、私ははっきりさせるべきではないかと思います。そのへんは上司、教育長なのか町長、副町長からなのか。系統的には教育長からなのかと思うのですけれども、そのへんはなかったのかどうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 懲戒処分につきましては、法律、条例、要綱等によって処分の対象にならないという結果が出ておりますが、その指導については上司である教育長から今回の事件、また再発について強く指導がありました。以上であります。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 宮城寛淳議員のご指摘と申しますかご質問にお答えいたします。確かに教育委員会に対する町民の皆さんの信頼も損なわれたという点につきましては、私自身、前回の定例議会等々で議員各位に謝罪をしたわけでございます。そういうことで、教育委員会全体としましてこの責任を痛感しておりまして、われわれのこの責任の処し方と言いますのは確かに懲戒処分等もございしますが、また今後、そういったことが起きないように真摯に取り組んでいくことも責任の取り方かというふうにも考えております。先ほど申し上げましたように、議員各位に対しましてはわれわれの責任につきまして謝罪をいたしたということでございしますが、決してそれだけでよしとするものではなくて、今後とも二度とこういったことが起こらないようにわれわれも一生懸命勉強もしまして町民の皆さんのご期待に応えていきたいと考えております。部長からもございましたように、課長会議あるいはまた定例の報告会等で今後こういったことがないように私からも直に職員には注意喚起をしているところでございます。以上でございます。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時28分）

再開（午前10時28分）

○議長 宮城清政君 再開します。11番 宮城寛淳議員。

○11番 宮城寛淳議員 教育長のおっしゃったとおり、今後発生しないようにやるというのが一

番大事なことだと思います。それについては、研修会を行ったと、これからもそのようにやるということは大事なことで、ぜひ再発しないようにやって欲しいと思います。しかしながら、それはそれとして、これまでのことに対して責任を取るということは必要ではないかと思います。分限懲戒審査委員会ですか、そこでその条例に違反していないということで処分はなかったということなのですが、その委員長は副町長なのかな。そういった条例の第何条に違反する、しない、ただこれだけのと言ってはおかしいかな、条例の基でやるのでしょうか、それに当てはまらないということであればそういった処分は全くやらないということになるのでしょうか。皆さん方のこの中身では、教育委員会の信頼を損なうと、由々しき問題が発生したと、監督管理責任が問われるというようなことを反省として出ているわけです。なのに、そういった処分はこの条例何号にも当たらないのでやらないという結果を出されています。そういうものなのでしょうか。町民に対してそれなりの処分を行うということが一つの責任の取り方ではないかと私は思うのです。もちろん、今後の再発はしない努力はすべき、当然のことであり、その前の結果に対しての処分はなしと出されたのは条例に当てはまらないからということで、それでよしとするべきものなのではないでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 ではお答えいたします。事案の件については、教育委員会から分限調査審査委員会に委託がありました。それを受けて委員を招集して、係る案件についての当時の関連する職員について意見聴取を行いました。結果については、先ほど教育部長あるいは教育長からありましたように、国家公務員法あるいは町の要綱に照らして委員の中で審査をしました。結果については、その条項のどれにも抵触しないということで結論を付けました。ただ、今後の再発防止策については、教育委員会全体で議論をすべき、繰り返さないという方針はぜひ考え方をまとめてもらいたいというそれを付して回答をしたということでもあります。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって歳出及び財産に関する調書等の部の質疑を終わります。ただいま議題となっております認定第1号 平成28年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定については、総務民生常任委員会に付託します。なお、総務民生常任委員会及び経済教育常任委員会におかれましては、各所管に属する歳入歳出についての事務事項について審査を行い、9月15日午前10時から連合審査会を予定しておりますので、連合審査会に同報告書を提出していただきますようお願いいたします。

平成29年第3回定例会9月8日

日程第4. 認定第2号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第4. 認定第2号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。昨日で概要説明及び部長からの詳細説明は終わっております。認定2号について、さっそくですが質疑に入りたいと思います。質疑はありますか。8番花城清文議員。

○8番 花城清文君 決算での累積赤字が13億9,000万円でしたか額があります。その額というのが一般金融機関と言うのか、あるいは政府機関と言うのかそういう金融機関からの借入れもまさかないよね。町長からの借金ですよ。分かりやすく言ったらこうかと理解していますが、父親から金を借りて病院に行った。病院にも借金はない、他にも借金に行かない、借りたのは父親である。父親が負担してくれている。と、私は今の累積赤字を理解しています。別の金融機関ではなくて、あくまで累積赤字は町長の懐から借金させてもらっているものであると解釈しています。先言ったように、一般金融機関からの借入れは全くない、借金しているのはあくまでも町長で、町長に立替えしてもらっているということで理解していいかどうか。5年で返済計画を作るということでしたから、その話合いというのは、いきなり被保険者に負担をかけないような、増額にならないような方策を取ってもらわないと町民が困る。特に年金生活であられる後期高齢者の皆さんの負担が非常に大きい。そういった面での町長に対する返済計画というのは、きちんと主管のほうでしっかり話合いをすべきだと思っていますし、その話合いが今どういうふうになっているのか、進めているのかどうか。5年ということは先に総務部長から聞きました。その5年でどういうふうに返済していくのか。国保会計がきちんと運営できるような方策を取ってもらわないと困るわけだし、被保険者の負担が重くなるようなことであれば町民は納得しないでしょう。そういった面での方策、考え方、これからどういうふうにおやりになろうとしているのか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、資金繰りについては、およそ議員おっしゃった例えのようなかたちで、町全体の予算の運用ということで、病院に支払いを滞らせるわけにはいきませんのでそういうかたちで運用しています。今後の返済計画につきましては、先ほど総務部長からございましたが南風原町行財政計画の小委員会を開催しまして、そういう中で国保のこの赤字に対する解消計画を盛り込んでいく話合いを始めております。これは30年度から県単位化になりますので、県からも平成30年から35年までの5カ年間でそれぞれの市町村は累積赤字を解消するよというのがございます。ですから、われわれも今年度もまた赤字は想定されますので、その29年度までに積み上がる部分を今後どうしていくか、今年度から始めていくのかそのへんの話合いを始めているところです。

平成29年第3回定例会 9月8日

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 認定についての国民健康保険の説明書きのところでお伺いしたいのですが、歳出で保険給付費が27億あまりの中で、1億2,400万円ですか、今年は前年度に比べて減になっていると、何が理由なのかをお聞きしたいと思います。

それからもう1つは、後期高齢者支援金も減になっているのですけれども、健康保険を払う時に支援金としているものでしょう。それも減になっているという理由がよく分からないのです。この2つをお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、保険給付費が対前年度比で1億2,446万2,000円の減となったこと、この大きな要因は、3ページの下の表に被保数というのがございますが、ここの一般、退職、合計というのがございまして、これが右にいきますと対前年度比で445人被保数が減ったということです。これは全国的な傾向でございます。この国保加入者が減ったというのは、社会保険の加入が増えたということで、国保に喪失届をする内訳を見ましてもやはり社会保険への加入が一番多く、ここ数年の傾向となっています。併せて、国保加入者の中から新たに75歳になって国保を抜けて後期高齢者への加入の部分が年齢層から見ていくとその割合が多いということで、必然的に後期高齢者の支援金も減になっています。このあたりは全国的にも同じような傾向となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時42分）

再開（午前10時46分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております認定第2号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第5. 認定第3号 平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第5. 認定第3号 平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。昨日で概要説明及び部長からの詳細説明は終わっておりますので、認定3号について、さっそくですが質疑に入ります。質疑はありますか。

平成29年第3回定例会 9月8日

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております認定第3号 平成28年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第6. 認定第4号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第6. 認定第4号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。本件についても昨日までに部長から詳細の説明は終わっております。それでは、認定4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆき君 それでは、よく分かりませんので教えていただきたいと思います。調書の331ページです。監査で前回指摘事項に対するということが出ております。件数が28年度は収入未済分の359件となっております。指摘事項で27年度には未納者が421件とあります。毎年それぐらいの未納者があるのかどうか。そして、実態把握というものはどのように進められているのかお願いいたします。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 ただいまの質問にお答えします。収入未済額ですが、3月末までの使用料に対する5月末までの決算がありまして、そこで収入として入っていない件数が359件とあります。どうしても引落しの残高不足ですとかそういったもので現年度分が未済として納められていない部分があります。そういった状況で件数がありますということです。

先日ですか、部長からご説明があったかと思うのですがけれども、8月末現在でその359件が14件になって、金額が1万573円ということでかなり圧縮されている状況でございます。これにつきましては、南部水道に徴収事務を委託しておりますのでその実績となっております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆき君 それでは、毎年そのように5月末までには入らないのだけれども徴収を強化して状況になっているということですね。こういうことが続くということは、結局実態把握、生活で使う水道料金が5月末までに払えない状態の方々がこれだけの数いるということなのか、そうであればそういった方々の実態把握として例えば福祉課と連携を取るとか実態把握の方法というものがいいのかどうか確認したいと思います。

平成29年第3回定例会9月8日

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 お答えします。現在この支払困窮とかそういったものの現状は掴んでおりません。南部水道で水道料金と併せての徴収ということでございますので、水道料金も同じく未納分があるということでそれと併せて請求をし、回数を重ねて納めていただいているという状況でございます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆき君 私が言いたいのは、生活困窮の方の実態というのを水道料金の支払いのほうから見ていただいて、ただ徴収してもらえばいいということではなくてしっかりと実態把握をしていただいて、いろんな課につなげていただきたく質問をしておりますのでよろしくお願い致します。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております認定第4号 平成28年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、経済教育常任委員会に付託します。休憩します。

休憩(午前10時53分)

再開(午前11時07分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第7. 認定第5号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第7. 認定第5号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。昨日までに概要説明は終わっておりますので、さっそく認定5号について質疑に入ります。質疑はありますか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それでは、区画整理については委員会別ですので質問させていただきます。確か事務局に聞いたところ、区画整理の中で擁壁を打ったのがひび割れだとか段差が出ているとか沈下なのかよく分かりませんが段差が出ているといったことなどが出てきて、私たちも現場を見させてもらったのが28年度の中だったということで、その件についてその後、あの時点で裁判になるだろうという話だったと記憶していますけれども、今回の調書の中でも弁護士費用が計上報告されていたり委託契約ですか、それから工事の中でも構造物取壊し工事というのが365ページ

平成29年第3回定例会 9月8日

にあるのでその関連なのかと思いましたが。前回私たちが現場でいろいろ説明していただいたその後の状況をご説明いただきたいということです。

それから、あの構造物、擁壁を造ったのは27年度になるのでしょうか。このへんも教えてください。よろしくをお願いします。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 毅議員のご質問にお答えします。まず、施工完了は27年の12月です。完了ということでは、工期は12月末でしたけれども、工事の目的物がきちっとできていないということで、契約の解除をしております。

その後に調停がございまして、28年10月12日に裁判所から調停不成立ということで最終的には回答をいただいております。その後、相手側、原告であります擁壁の施工者から28年10月24日付けで裁判所から原告の訴状が届いております。そういったことで現在、訴訟を行っている現状であります。

その状況についてご説明します。現在までに裁判所での口頭説明と言いますか、原告、被告の南風原町、お互いに主張と相手方の質問に対する回答等、準備書面と言いますけれども、そういったことを7月13日までに第5回をそういった内容で行っておりまして、第3回まで準備書面等が双方から出ている次第であります。そのやり取りをしているところでございまして、今月の11日に第6回の第4回準備書面に対する質疑。第4回書面は9月7日に書面の提出を裁判所にしております。その質疑回答打ち合わせを11日に裁判所で第6回として行われるというような状況であります。

現場につきましては、擁壁等の製品が使える、使えない、壊れている部分については使えない部分としての調査をしまして、原告・被告双方立ち合いの下でそういったものを確認した上で擁壁の撤去、現場はすでに取り壊し工事として執行しております。そういった状況でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ありがとうございます。先ほど私が申し上げた365ページの上から2番目が撤去の工事なのかどうか明確にしてください。

それから、裁判が6回目であるということでしたけれども、今どういう点が争点になっているかを簡潔にお願いできますか。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 まず1点目の取壊し工事につきましては、調書の365ページの2段目、工事名が津嘉山北土地区画整理構造物取壊し工事（28-10）で、工事費で821万8,800円

であります。それに間違いございません。

訴訟で相手側から求められている内容としましては、工事の前払金としては支出したのですが、その残金であります2,118万1,160円を支払いなさいと、それからそれに対する遅延分ということでその金額に対する訴状であります。こちら被告としての意見・反論としては、構造物が現に沈下しているのは基本的に杭をしっかりと施工されていない、支持に耐えられないような杭が施工されている施工不良という内容でございます。それに基づく擁壁の沈下が起きている状況ですので、費用を払う義務がないというのがこちらの主張内容であります。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 1つだけ聞かせてください。決算書で言うと104ページになります。区画整理事業は国庫補助金がないが、確かこの事業というのは延長になったのですよね。これからあとも国庫補助が全くないのか、その事業を実施するには保留地の処分、県の補助、そして町の財源、その3つの財源でこの事業をやるのか。国庫補助は、今後も全くないのか教えてください。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 国庫補助というものは、区画整理事業にはございません。決算書のとおりですね。事項別明細106ページにございますとおり、県の支出金として公共投資交付金、通常言われていますハード交付金事業として県の土木費県補助金として沖縄振興公共投資交付金が国の補助というもので県の交付金として受けているものが区画整理事業であります。財源としましては、県の交付金と保留地処分金、それと町の単独予算といったもので財源的には歳入の財源として行っているというような状況でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では、28年度から制度が改善されて、国庫補助金を県へ下ろして、そして県からそれぞれ事業団体のほうに補助金として交付する仕組みになったのかな。これまで確か国庫補助金もあったと思うが28年度から0になっているものだから、国庫補助金はなくなったのか、事業年度の計画を延長したためにこれからそういう事業費がなくなるのかと心配していました。今、私が言ったような制度が改善になって、県のほうに国が下ろして、県から事業主体である市町村に補助金が下ろされている、そういう解釈でいいのかどうかお答えください。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 議員がおっしゃるとおりですね。制度の改善がございまして、

平成29年第3回定例会 9月8日

国から県へ補助金が落とされて、県からまた市町村へ交付金としていくような状況でございます。下水道事業とかそういったものの中では国の補助金、県の交付金と両方が同時にあるようなものもございます。区画整理においては、今、県の交付金で行っている状況でございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております認定第5号 平成28年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第8. 認定第6号 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第8. 認定第6号 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。本件につきましても、昨日までに詳細の説明は終わっておりますので、さっそく認定6号について質疑に入ります。質疑はありませんか。10番 大城毅議員。

○10番 大城 毅君 集落排水ですけれども、387ページ。処理場の維持管理委託をテクノ技建さんという所がやっていたらしゃるのですけれども、そのあとの388ページの工事請負も5件ありますがそのうち4件がテクノ技建となっていて、計算はしていませんが、4番目は金額的には100万円以下ですのでほとんどがテクノ技建、同じ会社が随意契約等、指名が1つありますが、それでも関連随意と言うのですかということです。管理しているからどうしても工事もそこになってしまうと、こういう構造なのかどうか。公共の事業の在り方としては、可能な限り広く事業者を募るとというのが考え方の基本ではないかという中で、こういうふうになっているのはどうしようもないのか、方法はないのか。この点については、どういう考え方でそうしているのかご説明いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 ただいまの質問にお答えします。確かに維持管理も管理会社でありますテクノさんがやっていたらしゃる内容でございますけれども、随契分で行っている工事につきましては緊急的に機器を入替えしないといけない、修繕しないといけないというそこらへんは維持管理をしているテクノさんからそういった情報等を提供してもらって行っています。その工事についても見積もり等を取って、緊急的にどうしてもやらざるを得ない部分については随意契約で行っているような状況でございます。ただ、3番目の金額的に随契できない部分につき

平成29年第3回定例会 9月8日

ましては、指名入札を行っているような状況で取組を行っております。随契については、維持管理を行っている業者ということで、そのへんの意見も参考にしながら見積もりを取ってやっているような状況でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 神里の集落排水が何年だったか記憶が定かではありませんけれども、そもそも施設の建設というのですか、機械やそういったものはどちらがなされたのか。今この維持管理をしている会社がなされたのか。もしそうであれば、それ以来ずっとこの管理者がほぼ関わっているということになってしまうわけですが、そうなのかどうか。3番目にしても指名競争入札はしたけれども、不調で随意契約にしたと下の説明を見るとそうなるわけですが、確かに機械設備の何かの不調を起こして緊急に直さなければいけないときには情報を持っている所がやるというのは分かりはするのだけれども、まず、造った時から関わっているのかどうかですね。もしそうであれば、毎年そういうような状況になっているということになるわけですが、この件についてそうなのかどうか。そして、これはずっとそのままでいいのかという疑問が湧くわけですが、この点どうですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 神里地区の汚水処理場につきましては、平成14年から供用開始をしております。その時の処理施設の機器の購入については把握しておりませんで、テクノさんがやったかどうか。規模的にも指名に入るランクではないのでたぶん他の業者でなかったかと思われれます。

○議長 宮城清政君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 神里操也君 先ほどの質問の中で、調書388ページについて再度ご説明します。指名競争入札の汚水処理施設機器修繕工事(28-3)について、指名競争入札で行ってテクノ技建が落札したということでございます。関連随契というのは、11万4,480円を増額したのものについての変更分に対してテクノさんに随契したというような内容でございます。不落随契ではございません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 部長の答弁もこの会社の規模、ランクの話でしたけれども、よく分かりませんが、最初がどうだったか今の時点では分からないということですので、委員会で答えていた

平成29年第3回定例会9月8日

だいて、あとは委員会で調べていただくようお願いいたします。できれば私は要望と言いますか、役場の公共の運営としては、こういった事業がある場合はなるべく多くの方にその機会を提供するというのが一般的な考え方だと思いますので、その点からの検討をぜひ委員会の中でお願いしたいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております認定第6号 平成28年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第9. 決議第5号 議員派遣の件について

○議長 宮城清政君 日程第9. 決議第5号 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

散会 (午前11時30分)